⑵　利用目的の変更【法第15条第２項・法第18条第３項関係】

①　財務省関係事業者は、⑴の規定により特定した利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。

（許容例）

・　「商品カタログを郵送」を「商品カタログをメール送付」に変更すること

（認められない例）

・　「アンケート集計に利用」を「商品カタログ郵送に利用」に変更すること

②　財務省関係事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

③　本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、⑶の規定（法第16条第１項）により、本人の同意を得なければならない。

⑶　利用目的による制限【法第16条第１項関係】

財務省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、⑴の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、特定された利用目的に該当しない場合であっても、目的外利用には当たらない。

⑷　利用目的による制限（事業承継の場合）【法第16条第２項関係】

財務省関係事業者は、合併、分割又は営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的に該当しない場合であっても、目的外利用には当たらない。

⑸　利用目的による制限の例外【法第16条第３項関係】

次に掲げる場合については、⑶又は⑷の規定を適用しない。

①　法令に基づいて、個人情報を取り扱う場合

（例）

・　令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）
・　捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（刑事訴訟法第197条等）
・　令状に基づく警察による触法少年の調査への対応（少年法第６条の５）
・　触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応（少年法第６条の４等）
・　証券取引等監視委員会の職員や収税官吏、税関職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法第210条、第211条等、国税犯則取締法第１条、第２条等、関税法第119条、第121条等）
・　裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第507条）
・　裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第279条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第３項）
・　裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条、第226条、家事事件手続法第62条）
・　家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事事件手続法第58条）
・　犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第28条）
・　疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第８条第１項）
・　徴税吏員、税務職員又は税関職員の質問検査への対応（地方税法第72条の７、国税通則法第74条の２から第74条の６、関税法第105条）
・　弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の２第２項）
・　国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や行政機関の長からの協力要請への対応（統計法第13条、第30条）
・　児童虐待に係わる通告（児童虐待の防止等に関する法律第６条第１項）

なお、法令に目的外利用の便益を得る相手方についての根拠のみが規定され、財務省関係事業者が、目的外利用をする義務を課されていない場合は、財務省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

②　人の生命、身体又は財産の保護のために個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

・　急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝える場合
・　大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合
・　暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合
・　製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから顧客情報を求められ、これに応じる必要がある場合

なお、財務省関係事業者は、人の生命、身体又は財産の保護の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

③　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

・　地域がん登録事業及び院内がん登録事業において、がんの診療情報等の提供を求められ、これに応じる必要があるとき。
・　感染症の予防のための調査に応じるとき。
・　児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要があるとき。

なお、財務省関係事業者は、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

④　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（例）

・　任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合
・　一般統計調査に回答する場合

なお、財務省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

５．個人情報の取得に関する義務

⑴　適正な取得【法第17条関係】

財務省関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（違反例）

・　本人をだましてその個人情報を取得すること。
・　第三者提供の制限（７．の規定参照）に違反して提供している業者から事情を知って個人情報を取得すること。

第三者からの提供（法第23条第１項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（施行令第２条第２号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（７．⑶の規定（法第23条第２項・第３項）参照）、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応するよう努めるものとする。